



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号外(第22号)

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(住宅政策課)	2
<b>告 示</b>	
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計管理課)	4
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同)	4
<b>訓 令</b>	
○群馬県住宅管理人職務規程を廃止する訓令(住宅政策課)	5
<b>企業管理規程</b>	
○群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程(経営戦略課)	5
<b>議 会 訓 令</b>	
○政治倫理の確立のための群馬県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令(総務課)	5

規則

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百十三号  
群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

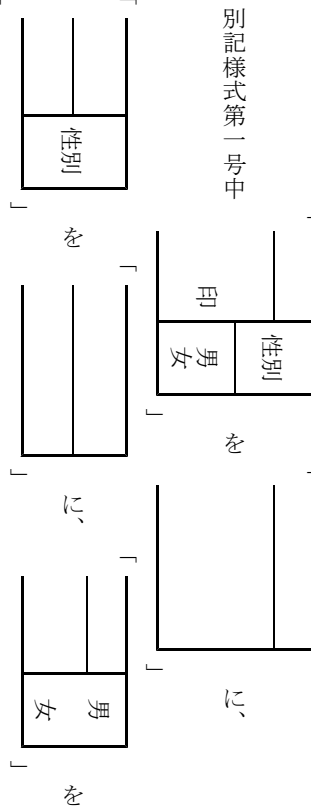
群馬県営住宅管理条例施行規則(昭和三十五年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「印鑑証明書、」を削り、「等」を「又は運転免許証の写し」に改める。

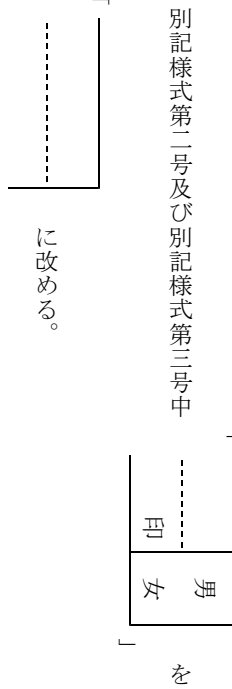
第四十九条及び第五十条を削り、第五十一条を第四十九条とし、第五十二条を第五十条とする。

第五十三条から第五十六条までを削る。  
第五十七条中、「第四十三条第二項並びに第四十九条第一項」を「並びに第四十三条第二項」に改め、同条を第五十一条とする。

別記様式第一号中



別記様式第二号及び別記様式第三号中



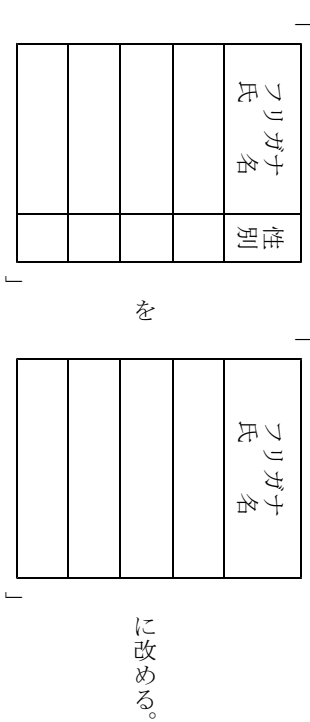
別記様式第六号中「氏名」を「氏名」に改め、「実印」を「(実印)」「印」に改め、「印鑑証明書(発行後3月以内のもの。)」及び身元引受人の「印鑑証明書」を「住民票」に改める。

別記様式第十二号、別記様式第十四号、別記様式第十六号及び別記様式第十八号中「印」を削る。

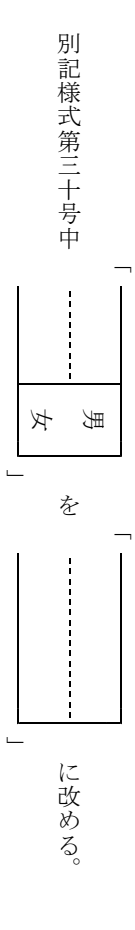
別記様式第二十一号中「印」を削る。「及び新身元引受人の印鑑証明書」を削る。

別記様式第二十二号中「印」を削る。

別記様式第二十四号中「印」を削る。



別記様式第三十号中「印」を削る。



別記様式第三十一号及び別記様式第三十一号の二中「印」を削る。  
別記様式第三十三号表中「印」を削り、同様式裏中「ご記入し、必ず右上の入居者氏名欄に押印して」を「記入して」に改め、「収入認定の更正申請書」を「収入額再認定請求書兼異動届」に改める。

別記様式第三十五号及び別記様式第四十四号中「印」を削る。  
別記様式第五十五号中「第51条」を「第49条」に改める。

別記様式第五十六号を削る。  
附則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

---

**■ 告 示**

◎群馬県告示第124号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

2の項ネを次のように改める。

ネ ぐんま男女共同参画センターの使用料に係る現金の収納に関する事務

2の項に次のように加える。

ノ ぐんま男女共同参画センターに係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務

ハ ぐんま総合情報センターに係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務

3の項イ中「共済費」の次に「（地方公務員共済組合に対する負担金に限る。）」を加える。

13の項(1)中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとする。

◎群馬県告示第125号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

表地域創生課の項の次に次のように加える。

生活こども課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	ぐんま男女共同参画センターの使用料に係る現金の収納に関する事務
--------	-------	---------------------	---------------------------------

訓 令

群馬県訓令甲第八号

総 務 部  
県土整備部

群馬県住宅管理人職務規程を廃止する訓令を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県住宅管理人職務規程を廃止する訓令

群馬県住宅管理人職務規程(昭和四十年群馬県訓令甲第十四号)は、廃止する。  
附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

企業管理規程

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

群馬県企業管理規程第十三号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程(昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「経営戦略課財務管理室長」を「経営戦略課次長」に改め、同条第三項中「経営戦略課財務管理室長」を「経営戦略課次長」に、「経営戦略課財務管理室経理管財係長」を「経営戦略課経理管財係長」に改める。

第六条第二項中「経営戦略課財務管理室経理管財係長」を「経営戦略課経理管財係長」に改め、同条第三項中「記名押印」を「記名」に改める。

第十九条第十号を削る。  
第二十号第十号を削る。

第五十七条の二第一項中「群馬県企業局処務規程(昭和三十三年群馬県電気事業管理規程第六号)第三条」を「群馬県企業局公文書管理規程(令和三年群馬県企業管理規程第五号)第七条」に改め、「とともに、重要又は異例に属するものについては、経営戦略課財務管理室長に合議をしなければならぬ」とを削る。

第百三十二条の六中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第百三十二条の四十三第一項に次の一号を加える。

三 災害その他の緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまがないとき。第百三十二条の四十三第三項第一号中「三万円」を「五万円」に改める。

第百四十四条第一号中「(被服を除く。)」を削る。  
第二百七条中「経営戦略課長及び」を削る。  
第二百八条及び第二百九条第一項中「経営戦略課長」を「局出納員」に改める。  
第二百九条の二の表中「経営戦略課財政係」を「経営戦略課事業推進室財政係」に、「経営戦略課財務管理室経理管財係」を「経営戦略課経理管財係」に改める。  
別表第三の9の表中

Table with 4 columns: 借入金種別, 借入先別, 借入金額, 借入金元. Includes sub-headers like 借入金種別, 借入先別, 借入金額, 借入金元 and specific entries like 借入金種別, 借入先別, 借入金額, 借入金元.

改める。

別記様式第一号中「甲」を削る。

別記様式第二十五号を次のように改める。

別記様式第二十九号、別記様式第四十一号の二、別記様式第五十一号、別記様式第五十三号及び別記様式第五十八号の六から別記様式第五十八号の八までの規定中「甲」を削る。

別記様式第五十九号中「年 月 日発議 印」を「年 月 日」に改める。  
別記様式第六十号、別記様式第六十一号及び別記様式第六十四号中「甲」を削る。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

議会訓令

群馬県議会訓令甲第五号

議会議事事務局

政治倫理の確立のための群馬県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

群馬県議会議長 萩原 涉

**政治倫理の確立のための群馬県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令**

政治倫理の確立のための群馬県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成七年群馬県議会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号までの規定中「**五**」を削る。

別記様式第六号中「**五**」を「**四**」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---